

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

小倉北警察署協議会

開催年月日時	令和3年10月21日 午後4時00分 から 令和3年10月21日 午後5時15分 まで	
開催場所	小倉北警察署 8階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警 察 署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、組織犯罪対策管理官、交通管理官、警備管理官、総務第一課長、組織犯罪対策第一課長、交通第一課長、事務局
議 事 概 要		
<p><b>【会長挨拶】</b>                  本日は、会議前に白バイの慣熟走行訓練を見学させていただいたが、あの狭い場所で非常に上手に運転しており、警察の方々は日々鍛錬と努力をされているのだなと感動した。                  最近、非常に寒くなってきており、新型コロナウイルスも落ち着いている。このまま収束していけばと思いつつ、やはりそれは希望であってなかなか難しいかもしれないことから、何事も日々の努力、日々気を付けるということが大切ではないかと思う。                  これから世の中が元に戻ってきて、また衆議院の選挙も始まるため、警察の方も取締りなど御苦労されることが多いと思うが、我々も警察の方の活動を市民の方々にしっかり伝えていくので頑張っていたきたい。</p> <p><b>【署長挨拶】</b>                  ○ 会議開始前に当署員による非違事案の概要と署員に対する指導状況について説明を実施                  ○ 当署員による非違事案について説明させていただいたが、今後このようなことが二度と起きないように気持ちを入れ替えて署員一同前向きに頑張っていくのでよろしく願います。                  当署では三大重点目標として、工藤會の壊滅、性犯罪の根絶、飲酒運転の撲滅を掲げている。この三大重点目標に向かって署員一丸となって頑張っていることから、今後とも御支援、御協力をよろしく願います。                  また、この警察署協議会は警察の諮問機関であるので忌憚のない意見をいただきたい。</p> <p><b>【生活安全管理官挨拶】</b>                  当署に着任して夜間パトロールや下校時の見守り活動、或いは毎月18日に開催した暴追の日活動などに参加したが、小倉北区は警察と地域住民の方や行政機関の方、企業団体の方々の連携が非常に強い街だと感じている。                  生活安全部は犯罪の抑止を司るポジションである。協議会委員の皆様の御意見、御要望をいただきながら、そして情報提供をさせていただきながら、よりよい小倉の街を作っていきたいと思っているのでよろしく願います。</p>		

## 議 事 概 要

### 【報告事項】

- 1 福岡県暴力団排除条例改正について（組織犯罪対策管理官）
  - (1) 条例改正の概要について
  - (2) 管内の暴力団事務所撤去の状況
- 2 交通事故の発生状況について（交通管理官）
  - (1) 交通事故発生状況（小倉北署管内）
    - ア 交通事故発生件数
    - イ 交通死亡事故概要
    - ウ 飲酒運転事故発生状況
    - エ 高齢者関連事故発生状況
    - オ 交差点事故発生状況
    - カ 自転車関連事故発生状況
  - (2) 交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型交通安全教育

### 【質疑応答】

- 委員から「改正暴力団排除条例について、既存の暴力団事務所にも条例は適用されるのか。」旨の質疑があり、組織犯罪対策管理官から「改正条例の対象は、新規開設の事務所に限定されることから、既存の事務所については、対象外となる。」旨の回答があった。
- 委員から「実際に現在も活動している暴力団事務所はあるのか。」旨の質疑があり、組織犯罪対策管理官から「管内の一部の事務所には、使用制限命令が発出されていることから、使用が出来ない状態であり、それ以外の事務所においても活発な活動は把握されていない。管内所在の事務所について、先ほど説明したとおり地域住民の活動や、行政のバックアップにより、解体作業が進んでいる状態であり、筑後地区においては、地域住民の方々の勇気ある行動により、本部事務所撤去に至った例も報道されるなど、地域住民の暴力団排除機運は高い。引続き、地域住民や行政と連携した事務所撤去活動を推進する。」旨の回答があり、さらに、署長から「改正暴力団排除条例が施行されれば、小倉の繁華街において、事務所の開設や運営は出来なくなる。ただし、条例施行前に事務所を開設する可能性もあるので、事務所の開設や組員らしき者が集まっているなどの情報があれば警察署にお寄せいただきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「暴力団事務所が新たに開設できないとなると、暴力団側は、対象地域以外に事務所を作るのか、それとも全体的に事務所を作らないということになるのか。」旨の質疑があり、組織犯罪対策管理官から「ご指摘のとおり、事務所を作らない可能性も想定する必要がある。以前のように団体の名称が書かれた看板を掲げていれば、一目で暴力団事務所と判断できるが、事務所がなければ、活動が潜在化するおそれも否定できなくなることから、引続き、情報収集の強化に努める。」旨の回答があった。
- 委員から「そもそも、暴力団事務所に定義はあるのか。」旨の質疑があり、組織犯罪対策管理官から「暴力団側の自認や看板の掲示などがあれば、暴力団事務所として特定しやすいが、地域社会における暴力団排除機運の高揚により、暴力団事務所であることを秘匿するなどの例も見受けられる。このため、建物や土地の名義、利用・居住実態等を調査した上で、総合的に判断することとなる。」旨の回答があった。
- 委員から「道路交通について、信号機や歩道のガードレール設置などの要望は

## 議 事 概 要

どこに対してどう要望したらいいのか。」旨の質疑があり、交通管理官から「道路交通環境の整備や施設設置の要望は、警察署等に相談していただきたい。例を紹介すると、自治会長など地域の代表者が、住民の意見を取りまとめて警察署や道路管理者である市役所・区役所に相談していただければ、現場を点検して交通事故防止や円滑化にどのような対策が効果的かを協議、検討している。警察が信号や横断歩道を設置すべきか、それとも道路管理者が道路の表示、ペイントやガードレールなどを設置すべきか協議しながら進めていく。」旨の回答があった。

- 委員から「選挙関係の事案はどの課が担当しているのか。また、今、選挙活動でSNSが盛んに使われているが、我々が知らずに選挙違反をしてしまいそうなこと、気を付けることがあれば教えていただきたい。」旨の質疑があり、刑事管理官から「選挙違反の取締りについては刑事第二課が担当している。お話にあったSNS等を選挙活動に使用することは、基本的には自由に行うことができるが、その中で投票依頼があり、それに伴って食事の供応などがあると違反になる。」旨の回答があった。さらに、署長から「現在、選挙期間中で投票依頼などがあると思うが、金銭を受け取ると違法行為となる。また、選挙の公示から投票日前日までが選挙運動期間となっているため、それ以外の時期に選挙運動をすることも違反となる。選挙運動自体はそもそも内心の自由を表現するものであるが、現金を受領して投票依頼をしている、供応を受けているなどの情報があればぜひ警察に寄せていただきたい。」旨の回答があった。

### 【閉会】

以上で本日の協議会を終了する。